

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴う対応について

1 概要

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症（新興感染症）の発生及びまん延に備えるため、2022年12月9日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）が公布され、2024年4月1日までに順次施行される。

本改正により、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化等の措置を講ずることとされた。

2 県における主な対応

(1) 愛知県感染症予防計画の改正

国が定める感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号）の改正に即して、愛知県感染症予防計画の改正を行う。

改正法に基づき記載事項を追加するとともに、病床、外来、後方支援、医療人材、検査能力等の確保について数値目標を明記する。

なお、予防計画の改正にあたっては、愛知県地域保健医療計画及び愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画等との整合性の確保を図る。

<医療提供体制整備の数値目標>

第20回第8次医療計画等に関する検討会 資料より

主な数値目標（案）			参考とするコロナの実績など
協定の種類	単位	内訳において考慮すべき事項	
病床	病床数	・流行初期医療確保措置 ・軽症中等症病床/重症者病床 ・特別な配慮が必要な患者（妊産婦、小児、障害児者、認知症患者、がん患者・透析患者、精神疾患を有する患者、外国人等）	保健・医療提供体制確保計画【別紙1】 病床確保計画【別紙2】 外来医療体制整備計画【別紙3】 自治体・医療機関アンケート調査（厚労科研）…次項 等 ※ 別紙1～3、次項 略
発熱外来	医療機関数	・流行初期医療確保措置 ・対応可能患者数	
自宅療養者等への医療の提供	医療機関数（薬局、訪問看護ステーションを含む）	【対象者】・自宅療養者 ・宿泊療養施設の療養者 ・高齢者施設等の療養者 【方法】・往診・訪問看護 ・電話・オンライン診療 ・医薬品等対応（調剤・医薬品等交付・服薬指導等）	
後方支援	医療機関数	・感染症患者以外の患者受入 ・症状が回復した患者の転院受入	
医療人材	派遣可能人数	・職種 ・県内・県外派遣 ・DMAT・DPAT	
個人防護具の備蓄	量・医療機関数	・個人防護具の種類	

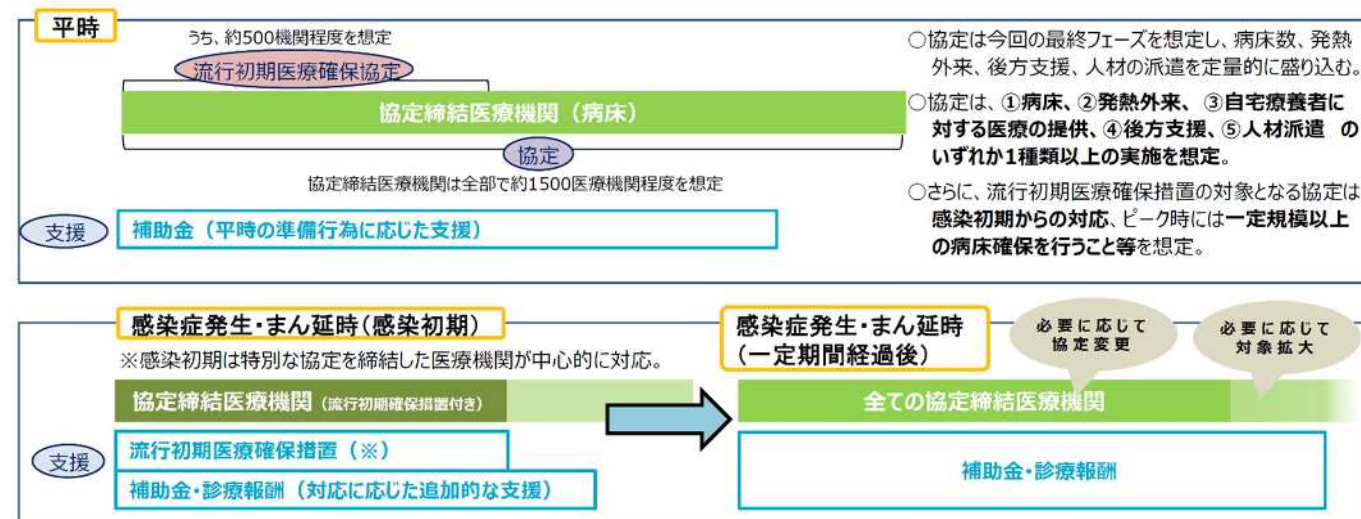
(2) 医療機関との協定の締結

新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応に係る協定（①病床②発熱外来③自宅療養者等に対する医療の提供④後方支援⑤人材派遣）を締結することにより、感染状況のフェーズごとに必要な病床数を確保するとともに、医療機関の役割分担を明確化し、次の感染症危機に備え、実効的な準備体制を構築する。

全ての医療機関に対し、協議に応じる義務を課した上で、協議が整わない場合は医療審議会において調整を行う。

なお、公立・公的医療機関等、特定機能病院及び地域医療支援病院については、感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供を義務付ける。

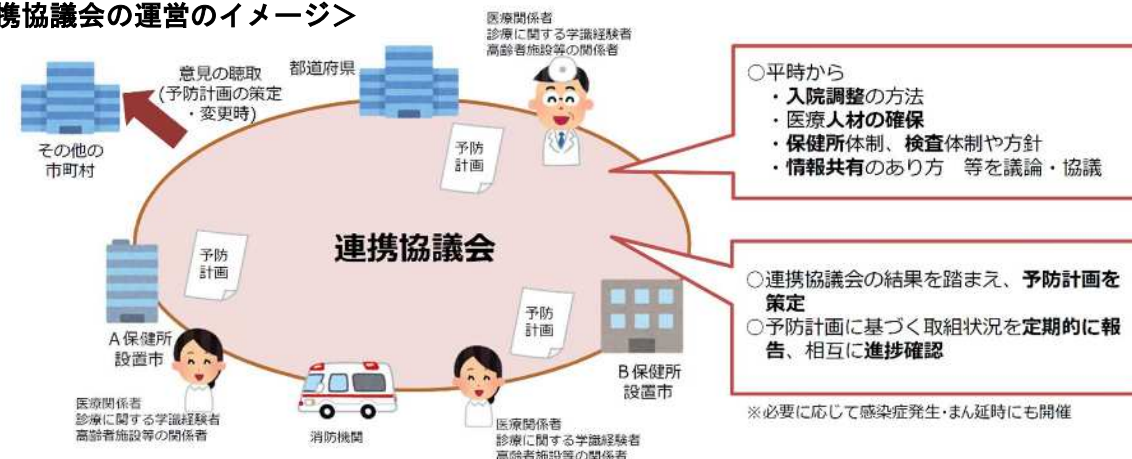
<都道府県と医療機関の協定の仕組み>



(3) 愛知県感染症対策連携協議会（仮称）の設置、運営

愛知県と県内保健所設置市、その他関係機関を構成員とする愛知県感染症対策連携協議会（仮称）を新たに設置し、入院調整の方法、医療人材の確保、保健所体制、情報共有のあり方等について議論・協議を行い、地域の関係機関間の連携強化を図る。また、協議の結果を踏まえ、(1)の予防計画の改正を行う。

<連携協議会の運営のイメージ>



3 今後のスケジュール（予定）

年月	予防計画	医療措置協定	検討する会議等	
2023年 5月			第1回連携協議会	
6月	素案	説明会	検討部会	医療審議会医療体制部会
8月	試案		検討部会	医療審議会医療体制部会
11月	原案（数値目標決定）	協定案策定	第2回連携協議会	医療審議会
12月				
2024年 1月	パブリックコメント等	医療機関と協議		
2月	修正案		検討部会	医療審議会医療体制部会
3月	計画改正	協定締結	第3回連携協議会	医療審議会